



# 投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日:2015年12月4日



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

**三井住友アセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第399号

＜委託会社への照会先＞

ホームページ:<http://www.smam-jp.com>

お客さま専用フリーダイヤル:0120-88-2976

[受付時間] 営業日の午前9時～午後5時

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

**三井住友信託銀行株式会社**

## 委託会社の概要

委託会社名 三井住友アセットマネジメント株式会社

設立年月日 1985年7月15日

資本金 20億円(2015年9月30日現在)

運用する投資信託財産  
の合計純資産総額 5兆5,300億円(2015年9月30日現在)

## 商品分類

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                         |              |                  |               |               |
|---------|--------|-------------------|------------------------------|--------------|------------------|---------------|---------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                       | 決算頻度         | 投資対象地域           | 投資形態          | 為替ヘッジ         |
| 追加型     | 内外     | 債券                | その他資産<br>(投資信託証券<br>(債券 公債)) | 年12回<br>(毎月) | グローバル<br>(日本を含む) | ファミリー<br>ファンド | あり<br>(適時ヘッジ) |

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2015年6月4日に関東財務局長に提出しており、2015年6月5日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

G20α債券マザーファンドおよび中国人民元建て債券マザーファンド(以下、総称して「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、実質的に日本を含む世界のソブリン債券に投資することにより、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

## ファンドの特色

### 1 G20\*構成国・地域(EU加盟国を含む)の自国通貨建てソブリン債券を主要投資対象とします。

■投資対象とする債券は、自国通貨建てを中心としますが、自国通貨以外の通貨建て債券に投資を行う場合があります。また、自国通貨以外の通貨建て債券に投資する際、実質的に自国通貨建てとなるよう為替取引を行う場合があります。

■ソブリン債券には国債や政府機関が発行する債券のほか、地方債、世界銀行等の国際機関が発行する債券も含まれます。

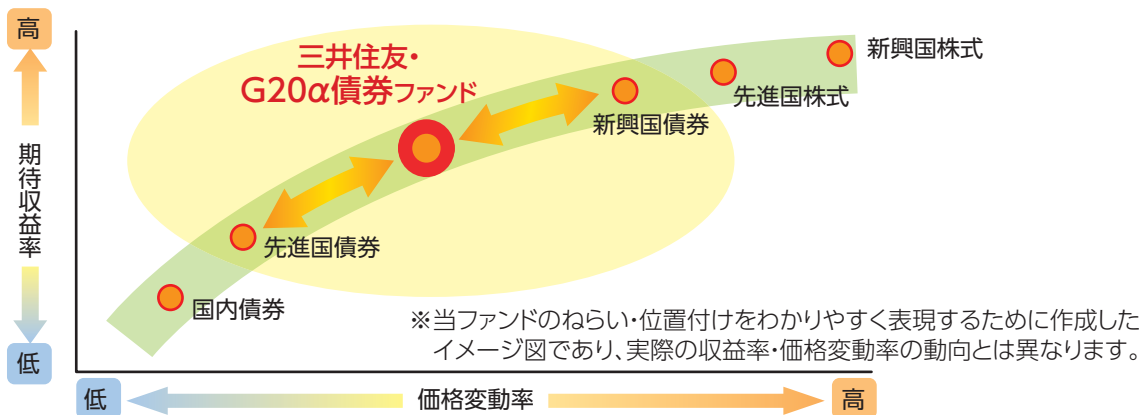
\*G20は、主要20ヵ国・地域で構成され、サミットや財務相・中央銀行総裁会議を行います。

G20構成国・地域のすべてに投資するとは限りません。また、G20構成国・地域以外にも投資することがあります。

### 2 各国(発行体)の信用力や流動性、金利・経済状況等を総合的に勘案し、投資国や通貨別配分を決定します。

#### 世界の構造変化に対応

当ファンドは、世界の構造変化に対応した世界債券分散投資を目指しています。従来の先進国・新興国の区分けにとらわれることなく、世界に幅広く収益機会を求めます。



### 3 保有する債券の平均格付けは、原則として、BBB格相当以上とします。

■市場環境によってはBBB格相当を下回る場合があります。

### 4 市場動向に応じて対円での為替ヘッジを行う場合があります。

### 5 毎月決算を行い、原則として、決算毎に収益分配方針に基づき分配を行います。

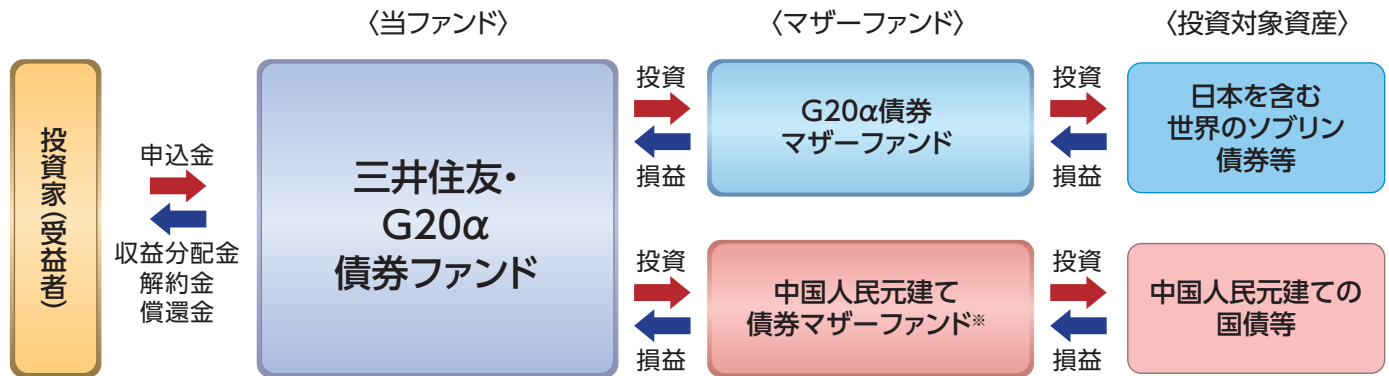
■分配金額は委託会社が収益分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮し決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

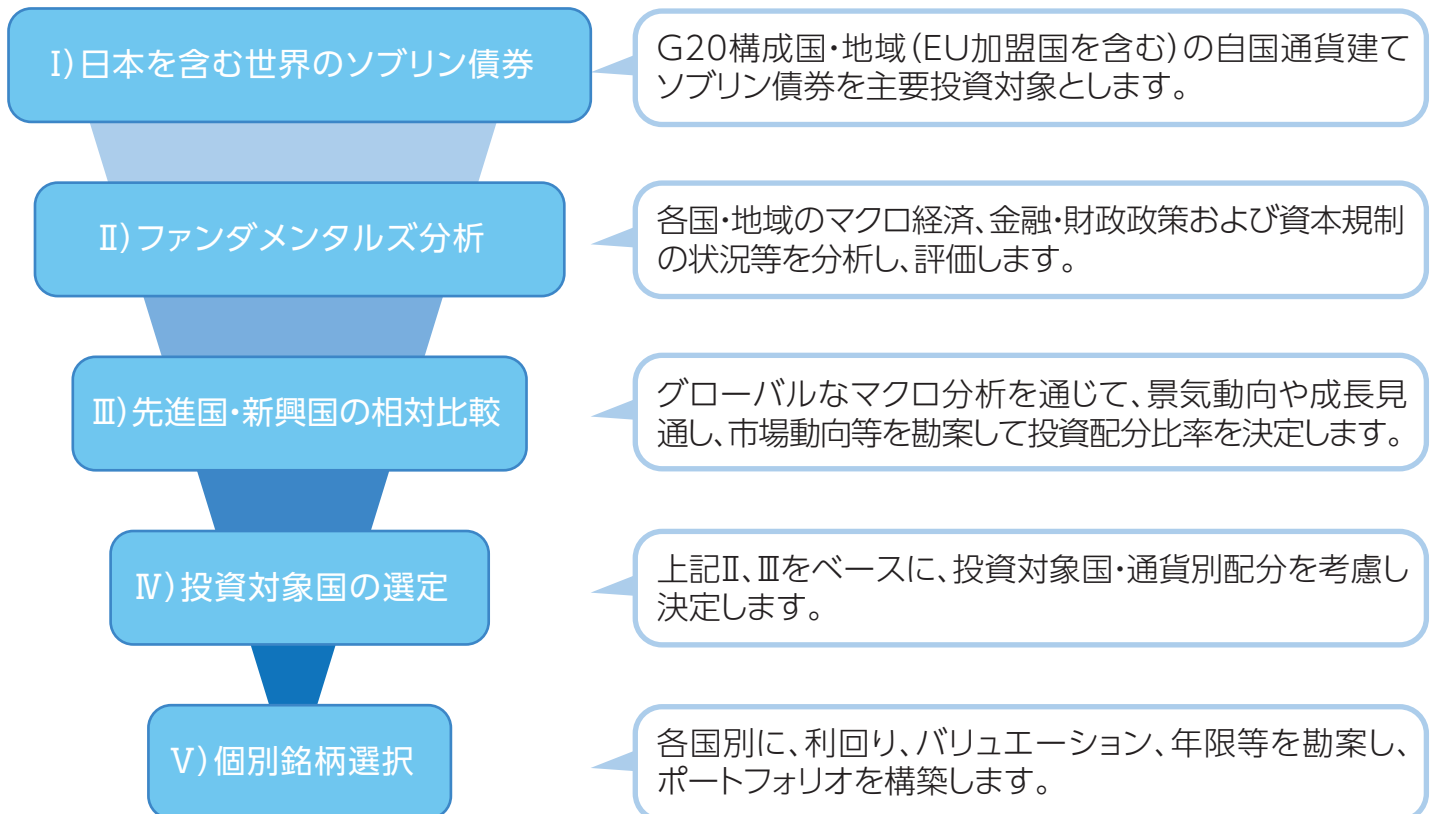
## ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドである「G20α債券マザーファンド」および「中国人民元建て債券マザーファンド」\*の組入れを通じて、実際の運用を行います。



\*中国人民元建て債券マザーファンドへの投資を行わない場合もあります。

## 運用プロセス



# ファンドの目的・特色

## 「G20」の魅力①

- G20(Group of 20)は、世界の代表的な先進国や新興国、資源国等から構成されています。



### 代表的な新興国

中国  
インド  
ブラジル 等

### 代表的な資源国

ロシア  
南アフリカ 等  
オーストラリア  
カナダ 等

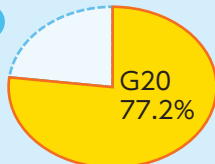
### 代表的な先進国

アメリカ  
日本  
ドイツ 等

- G20構成国・地域は、経済規模や人口等において世界の中で大きな割合を占めており、今後の世界経済の指針を示すグローバルリーダーとしての役割を期待されています。

### 経済規模

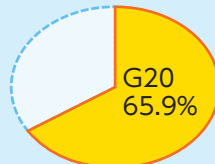
名目GDP



世界ランキング

|    |      |
|----|------|
| 1  | アメリカ |
| 2  | 中国   |
| 3  | 日本   |
| 4  | ドイツ  |
| 5  | イギリス |
| 6  | フランス |
| 7  | ブラジル |
| 8  | イタリア |
| 9  | インド  |
| 10 | ロシア  |

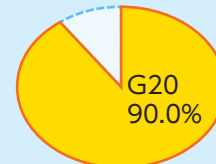
### 人口



世界ランキング

|    |         |
|----|---------|
| 1  | 中国      |
| 2  | インド     |
| 3  | アメリカ    |
| 4  | インドネシア  |
| 5  | ブラジル    |
| 6  | パキスタン   |
| 7  | ナイジェリア  |
| 8  | バングラデシュ |
| 9  | ロシア     |
| 10 | 日本      |

### 債券市場規模



世界ランキング

|    |      |
|----|------|
| 1  | アメリカ |
| 2  | 日本   |
| 3  | イギリス |
| 4  | フランス |
| 5  | イタリア |
| 6  | ドイツ  |
| 7  | スペイン |
| 8  | オランダ |
| 9  | カナダ  |
| 10 | 中国   |

(注1) 名目GDPおよび人口は2014年、債券市場規模は2015年9月時点。

(注2) G20は、EUを除く19カ国(名目GDP、人口)、債券市場規模はEU、アルゼンチンを除く18カ国。

(注3) 債券市場規模は、国債(JPモルガンGBIグローバル、JPモルガンGBIエマージング・ブロードの各国時価総額)と社債(パークレイズ・グローバル・アグリゲート・コーポレート・インデックスの各国時価総額)の合計。

(出所) FactSet、パークレイズのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

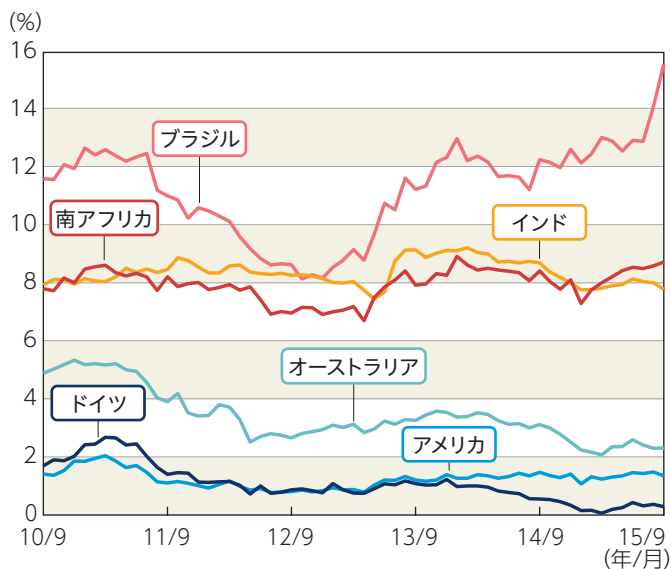
※グラフ・データは、参考情報として記載した過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

# ファンドの目的・特色

## 「G20」の魅力②

- 先進国債券は、高い信用力と比較的安定した値動きが、新興国債券は、値動きは大きいものの相対的に高い利回りが特色です。

### 主要な先進国・新興国債券の利回り推移

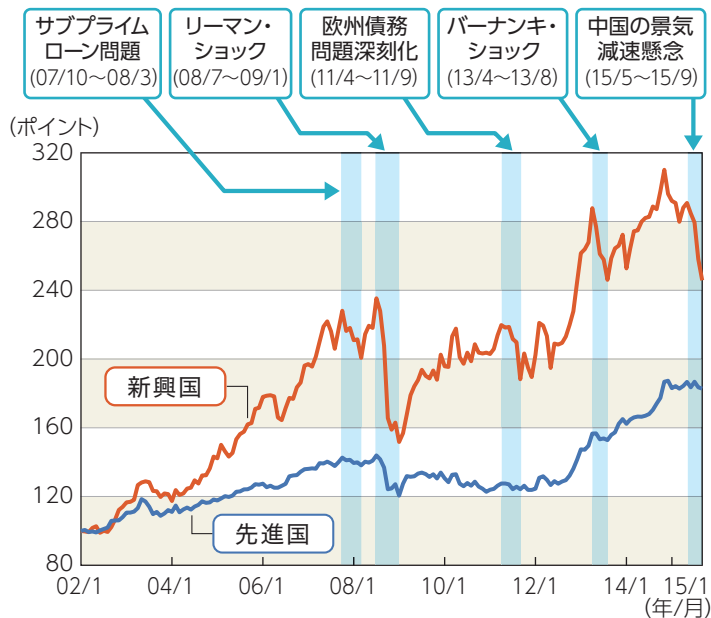


(注1) データは2010年9月末～2015年9月末。

(注2) JPモルガンGBIエマージング・ブロード、シティ世界国債インデックスの各国最終利回りを使用。

(出所) FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

### 先進国・新興国債券指数の推移



(注1) データは2002年1月末～2015年9月末。2002年1月末を100として指数化。

(注2) 新興国はJPモルガンGBIエマージング・グローバル、先進国はシティ世界国債インデックスを使用(いずれも円ベース)。

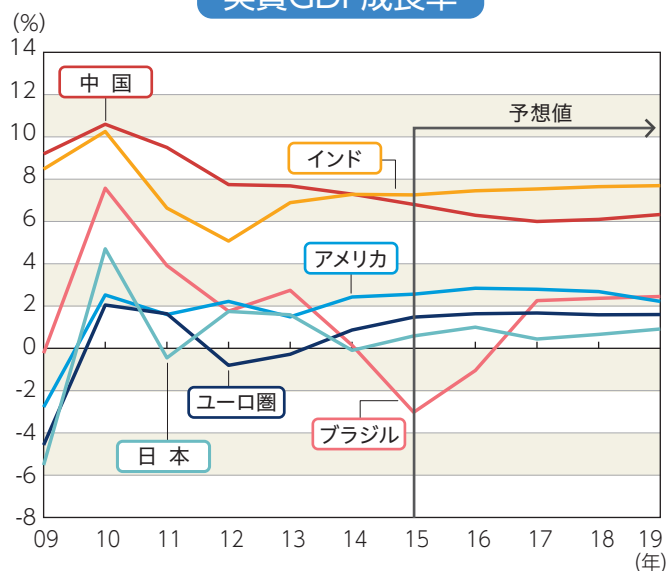
(出所) FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

- ※グラフ・データは、参考情報として記載した上記指数の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

- 景気の回復は見込まれるものの地域によっては一部もたつきがみられる「先進国」、インド、中国を中心に高成長が続くと予想される「新興国」。

- 一部先進国、新興国において格下げが見られるものの、投資適格の水準は維持しています。

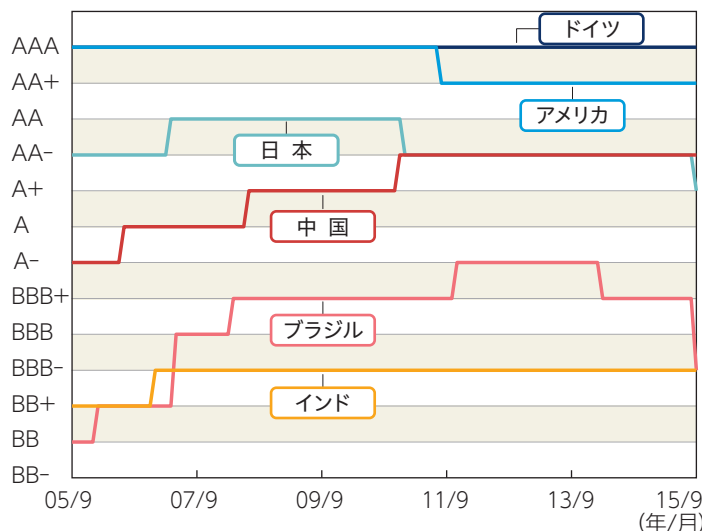
### 実質GDP成長率



(注) 2015年以降はIMF予想値。

(出所) FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

### 格付け(自国通貨建長期債務)



(注) データは2005年9月末～2015年9月末。S&Pの格付けを使用。

(出所) Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

- ※グラフ・データは、参考情報として記載した過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

# ファンドの目的・特色

## 各マザーファンドの投資方針等

### G20α債券マザーファンド

- 主として、日本を含む世界のソブリン債券\*に投資することにより、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。
  1. G20構成国・地域(EU加盟国を含む)の自国通貨建てソブリン債券を主要投資対象とします。
  2. 投資対象とする債券は、自国通貨建てを中心としますが、自国通貨以外の通貨建て債券に投資を行う場合があります。また、自国通貨以外の通貨建て債券に投資する際、実質的に自国通貨建てとなるよう為替取引を行う場合があります。
- \*ソブリン債券には国債や政府機関が発行する債券のほか、地方債、世界銀行等の国際機関が発行する債券も含まれます。
- 投資対象国と通貨別配分については、信用力、流動性、金利・経済状況、通貨分散等を勘案し決定します。
- 保有する債券の平均格付けは、原則として、BBB格相当以上とします。ただし、市場環境によってはBBB格相当を下回る場合があります。
- 市場動向に応じて対円での為替ヘッジを行う場合があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### 中国人民元建て債券マザーファンド

- 主として、中国人民元建ての国債等\*に投資します。
  - \*国債等には国債のほか、政府機関債、政府系機関が発行する金融債等を含みます。また、中国人民元以外の通貨建ての債券に投資することがあります。
- 中国の経済動向、市場動向や流動性等を勘案し分散投資します。
- 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※中国人民元建て債券マザーファンドへの投資を行わない場合もあります。

## 主な投資制限

- 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

## 分配方針

毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の方針に基づき分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

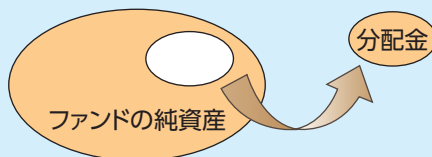
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

# ファンドの目的・特色

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

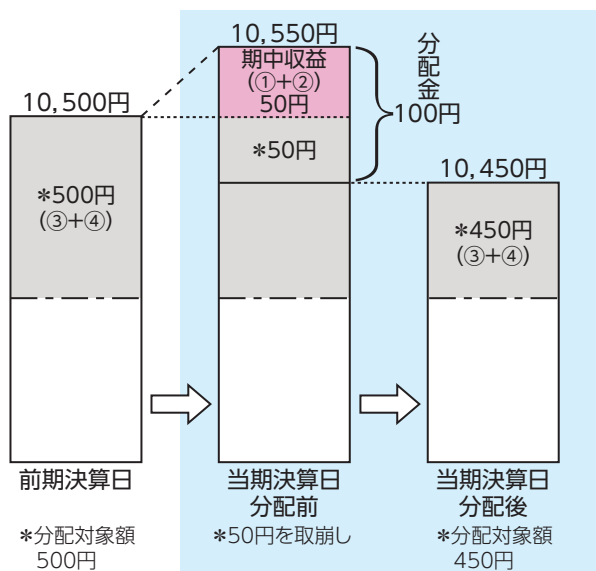
ファンドで分配金が支払われるイメージ



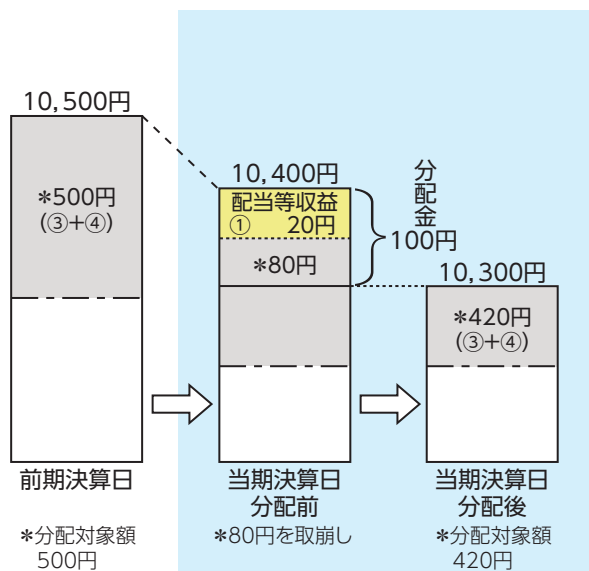
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### (計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

#### (前期決算日から基準価額が上昇した場合)



#### (前期決算日から基準価額が下落した場合)

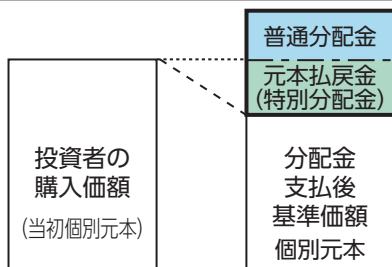


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

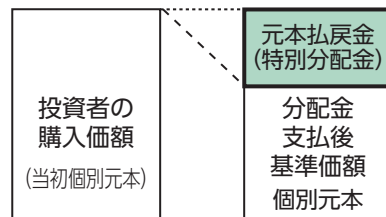
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### (分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

#### (分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

## 基準価額の変動要因

ファンドは、主に内外の債券を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。ファンドの基準価額は、組み入れた債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

|              |                                                                                                                                                                     |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 債券市場<br>リスク  | 内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。                                                           |
| 為替変動<br>リスク  | 外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 |
| 信用リスク        | ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。                                                  |
| カントリーリスク     | 海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。                             |
| 市場流動性<br>リスク | ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。         |

## その他の留意点

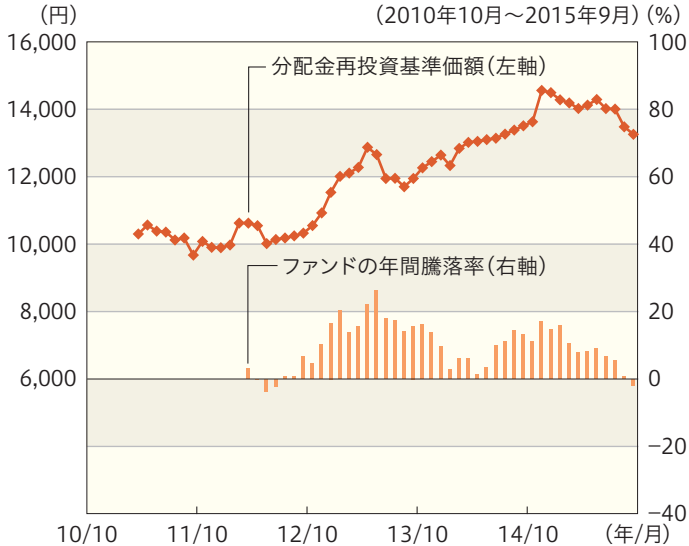
- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 人民元建の債券への投資については、QFII(適格国外機関投資家)制度上の回金規制の制約を受けます。また、中国政府当局により、対外収支状況などを理由として、海外への送金規制などが行われた場合には、信託財産の回金処理が予定通り行えない可能性があります。このような場合、換金に伴う支払資金の不足が予想されるため、換金の申込みの受け付けを中止することや、既に受け付けた換金の申込みを取り消させていただきますことがあります。
- QFIIが中国国内の株式配当金および利息から得るインカム・ゲインについては10%の企業所得税が課されています。
- 中国の証券関連の法令は近年制定されたものが多く、その解釈は必ずしも安定していません。QFIIに対する中国国内における課税の取扱いについては今後変更となる可能性があります。
- 中国政府当局により、三井住友アセットマネジメントがQFIIの認可を取り消された場合、人民元建の債券への投資が困難あるいは不可能となることがあります。その際には、代替手段としてオフショア人民元建の債券(点心債)に投資を行うことがあります。
- 中国本土以外の市場における人民元為替取引は、オフショア人民元の換算レートが用いられます。中国本土内外の人民元為替取引は完全には自由化されていないため、オフショア人民元の為替レートと中国本土のオンショア人民元の為替レートの値動きは乖離する場合があります。
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

## リスクの管理体制

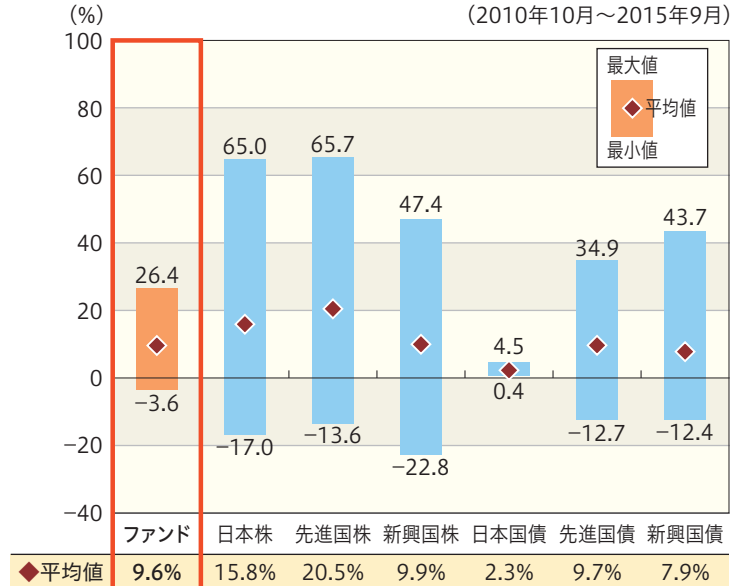
委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、法務コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会に報告されます。

## (参考情報) 投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※左グラフは2010年10月～2015年9月の各月末におけるファンドの直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。右グラフは同期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ※ファンドの設定日が2011年3月14日のため、左グラフの分配金再投資基準価額は2011年3月末以降のデータを、左右グラフのファンドの騰落率については各月末の直近1年間の騰落率であるため、ファンド設定1年後の2012年3月末以降のデータを表示しています。
- ※ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。
- ※ファンドの騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
- ※右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### <各資産クラスの指数>

日本株…TOPIX(配当込み)

先進国株…MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI(国債)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

「TOPIX(配当込み)」は、株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。

「MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース)」は、MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)」は、MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。

「NOMURA-BPI(国債)」は、野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。

「シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)」は、J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

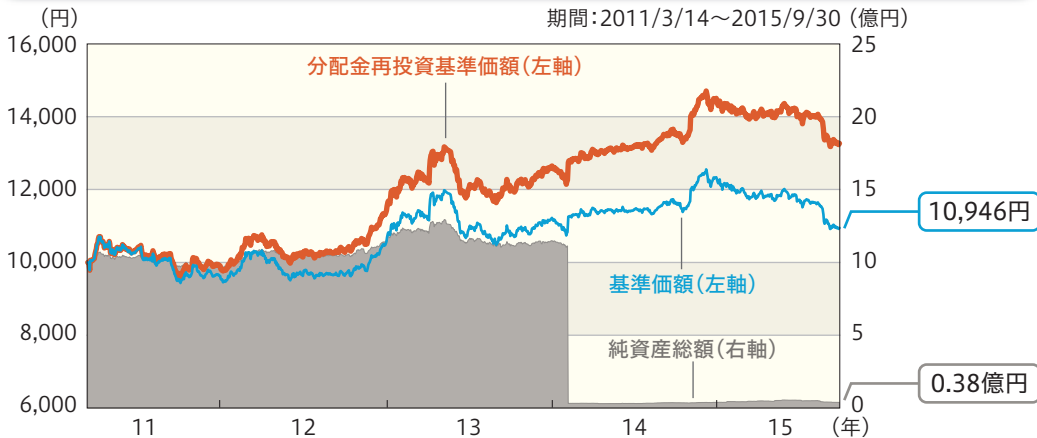
※上記各指数に関する知的所有権その他の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

# 運用実績

基準日2015年9月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。  
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

## 分配の推移

| 決算期     | 分配金    |
|---------|--------|
| 2015年9月 | 40円    |
| 2015年8月 | 40円    |
| 2015年7月 | 40円    |
| 2015年6月 | 40円    |
| 2015年5月 | 40円    |
| 直近1年間累計 | 480円   |
| 設定来累計   | 2,080円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。  
※直近5計算期間を記載しています。

## 主要な資産の状況

### ■三井住友・G20α債券ファンド

#### 資産別構成

| 資産の種類               | 国・地域 | 比率(%)  |
|---------------------|------|--------|
| 親投資信託受益証券           | 日本   | 96.32  |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) |      | 3.68   |
| 合計(純資産総額)           |      | 100.00 |

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類        | 銘柄名           | 比率(%) |
|------|-----------|---------------|-------|
| 日本   | 親投資信託受益証券 | G20α債券マザーファンド | 96.32 |

### ■G20α債券マザーファンド

#### 資産別構成

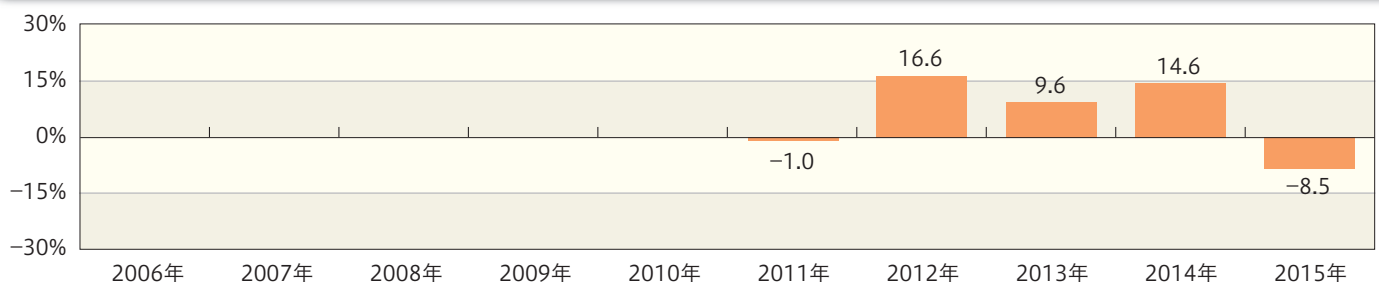
| 資産の種類               | 国・地域    | 比率(%)  |
|---------------------|---------|--------|
| 国債証券                | アメリカ    | 23.02  |
|                     | ドイツ     | 8.41   |
|                     | イタリア    | 7.18   |
|                     | オーストラリア | 7.05   |
|                     | フィリピン   | 6.22   |
|                     | その他     | 33.16  |
| 投資信託受益証券            | 日本      | 2.29   |
| 特殊債券                | 国際機関    | 0.99   |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) |         | 11.69  |
| 合計(純資産総額)           |         | 100.00 |

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域    | 種類   | 銘柄名                    | 利率(%) | 償還期限       | 比率(%) |
|---------|------|------------------------|-------|------------|-------|
| ドイツ     | 国債証券 | DEUTSCHLAND REP 5.5    | 5.500 | 2031/01/04 | 8.41  |
| アメリカ    | 国債証券 | US TREASURY N/B 6.25   | 6.250 | 2023/08/15 | 7.78  |
| イタリア    | 国債証券 | BTPS 4.5               | 4.500 | 2023/05/01 | 7.18  |
| オーストラリア | 国債証券 | AUSTRALIAN GOVT. 5.75  | 5.750 | 2022/07/15 | 7.05  |
| アメリカ    | 国債証券 | US TREASURY N/B 5.125  | 5.125 | 2016/05/15 | 6.12  |
| スペイン    | 国債証券 | SPANISH GOV'T 5.85     | 5.850 | 2022/01/31 | 4.48  |
| アメリカ    | 国債証券 | US TREASURY N/B 6.125  | 6.125 | 2027/11/15 | 4.32  |
| フランス    | 国債証券 | FRANCE O.A.T. 3.75     | 3.750 | 2021/04/25 | 3.99  |
| フィリピン   | 国債証券 | PHILIPPINE GOV'T 1.625 | 1.625 | 2016/04/25 | 3.82  |
| 韓国      | 国債証券 | KOREA TRSY BD 5        | 5.000 | 2020/06/10 | 3.26  |

※比率は、当ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。  
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入保有証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。  
※2011年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2011年3月14日)から年末までの騰落率を表示しています。  
※2015年のファンドの収益率は、年初から2015年9月30日までの騰落率を表示しています。  
※ファンドにはベンチマークはありません。

## お申込みメモ

|                           |                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位                   | 販売会社または委託会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                     |
| 購 入 価 額                   | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。<br>ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。                                                                                                                                                     |
| 購 入 代 金                   | 販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。                                                                                                                                                                                               |
| 換 金 単 位                   | 販売会社または委託会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                     |
| 換 金 価 額                   | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(0.2%)を差し引いた価額となります。                                                                                                                                                                              |
| 換 金 代 金                   | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目以降にお支払いします。                                                                                                                                                                                         |
| 申 込 締 切 時 間               | 原則として、午後3時までに購入、換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。                                                                                                                                                                |
| 購 入 の 申 込 期 間             | 2015年6月5日から2016年6月9日まで<br>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。                                                                                                                                                           |
| 換 金 制 限                   | —                                                                                                                                                                                                                           |
| 購入・換金申込受付の中止<br>及 び 取 消 し | 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り消させていただく場合があります。                                                                                                                      |
| 信 託 期 間                   | 2011年3月14日から2021年3月10日まで                                                                                                                                                                                                    |
| 繰 上 償 還                   | 委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。                                                                                                            |
| 決 算 日                     | 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                                                          |
| 収 益 分 配                   | 毎月決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)<br>分 配 金 受 取 り コ ー ス:税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。<br>分配金自動再投資コース:税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。<br>※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。                                 |
| 信 託 金 の 限 度 額             | 1兆円                                                                                                                                                                                                                         |
| 公 告                       | 日本経済新聞に掲載します。                                                                                                                                                                                                               |
| 運 用 報 告 書                 | 交付運用報告書は、6ヵ月(原則として3月および9月の各決算時までの期間)毎に作成し、原則として、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けいたします。<br>なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。                                                                                                     |
| 課 税 関 係                   | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。<br>ただし、販売会社によっては当ファンドをNISAの適用対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。<br>益金不算入制度、配当控除の適用はありません。<br>※上記は、2015年9月30日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。 |
| 申 込 不 可 日                 | ニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日、またはニューヨーク、ロンドンもしくはシンガポールの取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。                                                                                                                                      |
| 基 準 価 額 の 照 会 方 法         | ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「G20α債券」として掲載されます。                                                                                                                                     |

## ファンドの費用・税金

### ●ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                                                                                            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入価額に <b>3.24%(税抜き3.0%)</b> を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。<br>購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | 換金時に、1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.2%</b> の率を乗じた額が差し引かれます。                                                                 |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用<br>(信託報酬) | <p>ファンドの純資産総額に<u>年1.2204%(税抜き1.13%)</u>の率を乗じた額が毎日計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。</p> <p>信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</p> <p>&lt;信託報酬の配分(税抜き)&gt;</p> <table><tr><th>支払先</th><th>料率</th><th>役務の内容</th></tr><tr><td>委託会社</td><td>年0.54%</td><td>ファンド運用の指図等の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年0.54%</td><td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年0.05%</td><td>ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr></table> <p>※上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。</p> | 支払先                                       | 料率 | 役務の内容 | 委託会社 | 年0.54% | ファンド運用の指図等の対価 | 販売会社 | 年0.54% | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 | 受託会社 | 年0.05% | ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----|-------|------|--------|---------------|------|--------|-------------------------------------------|------|--------|---------------------------------|
| 支払先              | 料率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 役務の内容                                     |    |       |      |        |               |      |        |                                           |      |        |                                 |
| 委託会社             | 年0.54%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ファンド運用の指図等の対価                             |    |       |      |        |               |      |        |                                           |      |        |                                 |
| 販売会社             | 年0.54%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |    |       |      |        |               |      |        |                                           |      |        |                                 |
| 受託会社             | 年0.05%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価           |    |       |      |        |               |      |        |                                           |      |        |                                 |
| その他の費用・<br>手数料   | <p>上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                           |    |       |      |        |               |      |        |                                           |      |        |                                 |

※ファンドの費用(手数料等)の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

### ●税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期          | 項 目      | 税 金                                       |
|--------------|----------|-------------------------------------------|
| 分配時          | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%                |
| 換金(解約)時及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記は、2015年9月30日現在の情報をもとに記載しています。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円(2016年1月1日から年間120万円となる予定です。)の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、0歳から19歳の方を対象とした「ジュニアNISA」が新たに創設され、2016年4月1日より年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる予定です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。  
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

## 目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)  
この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

### 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

### 当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を(前受金等)お預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

### 当ファンドの販売会社の概要

|          |                                                                |
|----------|----------------------------------------------------------------|
| 商号等      | 野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 142 号                            |
| 本店所在地    | 〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-9-1                                      |
| 連絡先      | 03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。                              |
| 加入協会     | 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、<br>一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター                                    |
| 資本金      | 100 億円                                                         |
| 主な事業     | 金融商品取引業                                                        |
| 設立年月     | 平成 13 年 5 月                                                    |

### ○お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、下記連絡先までお申し出ください。

〔 野村證券株式会社  
連絡先 03-3211-1811 又は お取引のある本支店 〕

### ○指定紛争解決機関のご利用について

お取引についてのトラブル等は、以下の ADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。  
(ADR機関のご利用に際して不明な点等ございましたら、上記の連絡先までご照会ください)

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル) 〕

注) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

※当ファンドに関するお問い合わせは、お取引のある本支店にご連絡ください。

### 【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に国内外の債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

### 「三井住友・G20α債券ファンド」の購入時手数料について

- ◆ ファンドに係る購入時手数料は無手数料とします。
- ◆ 野村證券株式会社における購入単位は、以下のとおりになります。(購入後のコース変更はできません。)

|                        |             |
|------------------------|-------------|
| 一般コース(分配金受取りコース)       | : 1万口以上1口単位 |
| 自動けいぞくコース(分配金自動再投資コース) | : 1万円以上1円単位 |

詳しくは野村ネット&コールのウェブサイトをご確認ください。



70470051